

中央人権福祉センター



—chuo jinken fukushi center newsletter—

発行／鳥取市中央人権福祉センター

〒680-0823 鳥取市幸町 151

☎ (0857) 24-8241 fax (0857) 24-8067



災害時における人権問題について



災害が発生した時、被災者全ての人たちの身の上にも人権上の問題が起きる危険性が生じます。そして、通常的生活の中では感じたことのない不安感やストレスを感じてしまうはずでず。その結果、特に高齢者・障がい者・外国人・女性・子ども・病気の人・妊婦といった立場の人に人権侵害が起きやすい可能性があります。

そこで、普段から災害時において私たちが一人ひとりの事情を考慮しながらどのような人権意識をもって対応をすればよいか考えておくことが大切です。

災害時の情報アクセスの改善

多言語対応や、聴覚・視覚障害者向けの情報提供方法など、情報の提供方法に工夫が必要です。

避難所でのプライバシー

避難所や救護施設において、個室や分離されたスペースの提供が必要です。



災害時の人権問題解決の糸口



精神的・心理的支援

災害後のトラウマや心理的ストレスに対する適切な支援を提供することも、被災者の人権を守るために重要です。

公平な支援体制の構築

災害時には、社会的弱者が支援から排除されるリスクがあります。これを防ぐために、避難所や支援物資への平等なアクセスを確保することが重要です。

11月は「児童虐待防止推進月間」です

身体的虐待

児童の身体に外傷を生じるような暴行を加えること→首を絞める・殴る・蹴る・投げ落とす・タバコの火を押し付ける・熱湯をかけるなどの行為

性的虐待

児童にわいせつな行為をすること・させること→子どもへの性的行為の強要・教唆、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体などに子どもを強要するなどの行為

児童虐待とは

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るうなど

“児童虐待”は社会全体で解決すべき問題です！

児童虐待を受けたと思われる子どもを見かけたら、児童相談所へ連絡↓
鳥取県中央児童相談所：☎(0857)23-6080 ※緊急の場合は24時間対応

子どもの虐待、子育て・親子関係についての悩みを話したい方、助けや情報が必要な方たちのための電話相談↓

こども家庭センター：☎(0857)20-0122

※平日の夜間や休日は「(0857)22-8111」へ



地域(子ども)食堂の情報はこちらから。
食堂参加には事前予約が必要です。



11月 人権・生活相談 日程

カウンセラー相談

【開催日】 11月12日(火)・26日(火)

【時間】 15:00~17:00

【定員】 2名まで

(※予約制・先着順・1人あたり60分)

夜間弁護士相談

【開催日】 11月21日(木)

【時間】 18:30~20:30

【定員】 3名まで

(※予約制・先着順・1人あたり30分)



【より親しんでいただける広報紙へ！】 アンケート受付中！
人権福祉センターの広報紙をお読みいただきありがとうございます。
アンケートにお答えいただけたら幸いです。 回答はこちらから

